

議案第24号

令和4年度 西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月8日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 吉 井 誠

第 1 表 繰 越 明 許 費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	宅地用地造成事業費	8,482
合 計			8,482